

仕様書

1. 概 要

(1) 件名

浜田市の公共施設（3 契約）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務

(2) 需要場所

別紙に掲げる施設及びこれに附属する施設

2. 仕 様

(1) 需要場所ごとの予定使用電力量等

別紙のとおり

(2) 受給期間

令和 7 年 4 月 1 日以後の最初の検針日の 0 : 0 0 から令和 8 年 4 月 1 日以後の最初の検針日の前日の 2 4 : 0 0 まで（1 年）

(3) 需給地点

需要場所における当該地域を管轄する一般送配電電気事業者の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6) 供給条件

次のアからウの条件を満たすこと。

ア 供給電力の全量に再生可能エネルギー由来の環境価値証書※を付与すること。

※FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）等

イ 供給電力の調整後排出係数※は0.000000t-CO₂/kWh以下とすること。

※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

(7) 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

(8) 検針日及び計量日

- ア 検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。
- イ 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

3. 電気料金の算定方法等

(1) 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次のアに掲げる契約の区分に応じ、当該アに定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア 単価固定型契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1から①-6を合計して得た金額とする。

①-1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以下「標準供給条件」という。）に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

①-2 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算定するものとする。この場合において、契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①-4 市場価格調整額

各月の市場価格調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する市場価格調整単価の算定諸元もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算定するものとする。この場合において、契約期間中に市場価格調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

①-5 容量拠出金

契約ごとに月ごとに容量拠出金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量または使用電力量の実績に応じて算定するものとする。なお、①-1または①-2の単価に含むことを可とする。

①-6 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価は小数点以下第二位までの価格とする。

③ 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出すること。

(2) 電気使用量、電気料金の確認

需給契約開始後、電気使用量、電気料金、30分デマンド値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。また、契約期間終了後、供給施設毎の供給期間における30分デマンド値データをエクセル形式にて提供すること。

(3) 電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからウまでに掲げるところにより行うものとする。

ア 受注者は、施設ごとに請求書及び利用明細を作成するものとする。

イ 受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署に対し、紙面により請求書及び利用明細を交付するものとする。

ウ 国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

(4) 再生可能エネルギー電気の確認資料等

受注者は、供給条件において指定された契約供給電力における調整後排出係数において、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表しているものと同等の場合、この公表をもってエビデンスに変えることができるものとする。

4. 入札金額算出方法

(1) 単価固定型契約

①環境価値単価は各社任意で設定可能、ただし設定する場合は固定単価とする。

②燃料調整単価及び市場調整単価の反映は各社任意で設定可能。ただし設定する場合は、算定諸元が公表されていることし、入札時に算定諸元を提出すること。

③燃料費等調整単価及び市場価格調整額の設定について、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価または市場価格調整額の算定諸元を用いる場合は、2024年4月1日に実施された電気供給条件に掲載されている算定諸元を用いるものとし、公表値のない2023年12月～2024年03月までは本算定諸元を用いて算出したうえで、2023年12月～2024年11月における同単価を同月に用いて算出すること。また、受注者が独自

に定める公開された算定諸元を用いる場合についても、同期間において算出した燃料費等調整単価または市場価格調整額を同月に用いて算出すること。なお、旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価または市場価格調整額の算定諸元を用いる場合と同様に、2023年12月～2024年11月において算定諸元が変更されている場合においては、最新の算定諸元を用いて変更前の燃料費等調整単価およびの市場価格調整額算出を行うこと。ただし、燃料費等調整額、市場価格調整額を請求しない場合、算出は不要とする。

- ④容量抛出金の負担額を考慮して各単価は算出を行うこと。また、容量抛出金単価について、入札時の想定単価（円/kWまたは円/kWh）と契約後の実際の請求単価（円/kWまたは円/kWh）が異なる場合は、想定単価（円/kWまたは円/kWh）を見積時に明記すること。また、この場合において、契約期間における容量抛出金単価（円/kWまたは円/kWh）が見積時の同単価を上回る場合、上回る金額については請求できないものとする。
- ⑤本入札において、離島ユニバーサルサービス単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこと。
- ⑥力率は100%とする。

5. 受注者の留意事項

(1) 検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(2) 緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(3) 使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(4) 重要事項

受注者は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 該当地域の送配電事業者定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価等の見直し、もしくは制度改正より契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

ウ 島根県電子調達共同利用システムによる入札参加資格の登録がされていること。

- (5) 電気事業法第2条の2の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

(6) 支払方法は、受注者が指定する口座へ毎月継続して料金を振り替えるものとし、毎月の振替日及び振替日が休日の場合の取り扱いについては受注者が指定する。

(7) 契約解除

発注者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、その事由を受注者に通知することにより契約を解除することができる。また、本規定により契約が解除された場合、受注者は、その損害額を発注者に支払うこと。なお、この場合、受注者は発注者にその損失の補償を請求することはできない。

ア 発注者が受注者の選定過程又は契約期間中において、受注者の不正の事実を知ったとき。

イ 天災等、受注者の責めに帰さない事由によらないで、契約期間中に契約を履行しないとき。

ウ 受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

エ 受注者が暴力団等（浜田市暴力団排除条例(平成24年4月1日施行)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められるとき。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

以 上